

自動車運送事業の監査方針・行政処分の基準が改正されました！

監査方針
施行平成25年 **10月1日**

行政処分の基準
施行平成25年 **11月1日**

行政処分等

①悪質・重大な法令違反の処分の厳格化

違反事項（一部抜粋）	改正前（括弧は再違反）
●検査拒否、虚偽の陳述等	60日車（許可の取消）
●名義貸し・事業の貸渡し	60日車×違反車両数（許可の取消）
●運行管理者・整備管理者未選任	40日車（120日車）
●点呼が全て未実施	30日車（90日車）

その他、定期点検整備が全て未実施、乗務時間等告示の著しい違反



上記による悪質違反は、**事業停止30日間**になります！
また、改善命令に従わない場合、**許可の取消処分**となります！

- その他、記録類の改ざん、交替運転者の配置違反、日雇い運転者の選任等→**処分量定の引き上げ**

②軽微な法令違反について処分の軽減

- 軽微な法令違反の対象を拡大**:車両停止→**文書警告**
記録の記載不備等については、文書警告等行政指導に留める

③運行管理者資格者証返納命令の厳格化

- 返納命令の適用事項の見直し
- 運行管理者の名義貸しの禁止を明示等

※ 裏面もご覧ください。



監査方針

① 端緒の充実

- 事業者による自主点検・報告状況、適正化事業実施機関や利用者等の通報・情報等による**端緒情報の把握**
- 貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導により、**悪質・重大な法令違反**が発覚した際の運輸支局等への**速報制度の確立**
- 違反歴、累積違反点数、講習受講状況等の**データを活用した分析**

② 監査の強化

- **街頭監査を新設**(現行:営業所で監査実施)交替運転者の配置なし、運転者の飲酒・過労等が確認された場合は是正を勧告
→ 応じない場合には道路運送法に基づく是正命令を発令
- **悪質・重大な法令違反**(表面の事業停止に該当する)が疑われる事業者に対し、**優先的に監査を実施**
- 事業者自身に**自己の法令遵守状況を点検**させ、指導を行う。
- 行政処分の見直しとあわせ、**監査を従来より効率的に実施**



改正の背景

平成24年4月29日未明、群馬県内の関越自動車道において、高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、**7名が死亡し、38名が重軽傷を負うという重大な事故が発生。**

この事故を受け、平成24年8月、国土交通省にて「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」を設置、その中で見直しの方向性が示され、**自動車運送事業の監査方針及び行政処分の基準**について改正を行いました。

※ 改正の詳細及びその他の改正については、下記HPをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03punishment/baseline.html>

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osirase/2013-0925-1034-14.html>